

つちうら

5月は消費者月間です

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

☎消費生活センター(☎823・3928)

■消費生活センターの役割

消費生活センターは、市民の皆さまが、安心して安全な消費生活を送れるよう、「多重債務」や「契約トラブル」など消費生活に関する相談について、助言や情報提供を行っておりますので、気軽にご相談ください。

■消費生活相談の内容

平成29年度、土浦市消費生活センターに寄せられた相談件数は1073件で、前年より若干減少しましたが、依然として多い状況です。前年同様、パソコンやスマートフォンなどを使用した、インターネットに関するトラブルが最も多く寄せられています。続いて、不審電話・不審通知などに関する相談となっています。

平成29年度の相談件数

商品・役務名	内容	件数
1 放送・コンテンツなど	パソコン・携帯電話のサイートのトラブル	190件
2 商品一般	不審な電話、不審な通知	113件
3 融資サービス	フリーローン、住宅ローン	63件
4 レンタル・リース・貸借	賃貸アパート、借家の退去時のトラブルなど	50件
5 役務その他	火災保険請求代行など	46件
その他		611件
合計		1073件

【詐欺被害に遭わないために!】

詐欺被害は、高齢者を中心に依然として多い状況となっています。振り込め詐欺のほか、架空請求詐欺など、手法もいろいろ変化をしています。被害に遭わないためには、「二人で判断しない」「信用できる人に相談する」ことを心がけてください。また、困った時は、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターより

引越しサービスのトラブル

就職、進学、転勤で、新たな地に引越して新生活をスタートした人も多いと思います。そこで今回は、引越しのトラブル事例を紹介します。

《事例》…引越し業者に見積もりを取って、荷造りから運送まですべてお任せコース(見積金額28万円)の契約を交わしたが、荷物の搬入を終わらないうちに作業を打ち切られてしまった。私は引越し先で荷解きをしていたので、元の部屋に戻って確認したら、運びきれなかった書籍類が散乱していた。当日、引越し費用の一部として20万円を支払った。残りの8万円は後日請求すると言われた。約束どおりの作業をしてもらえなかったのに納得できない。

《アドバイス》…相談者に、当該引越し業者に作業が打ち切られた理由を確認し、要求を伝えて交渉するよう助言しました。併せて、引越し先に運び込まれたすべての箱を開けて、荷物の紛失や破損などがないか確認するよう伝えました。後日、相談者から、当該引越し業者と話し合っており、「元の部屋に残った荷物は自分で運ぶ」、「当該引越し業者から残金の請求はしない」という内容で合意したと連絡がありました。

契約する時は、見積もりを取り、作業内容を十分確認して、無理のないスケジュールで、綿密な打ち合わせをすることが大切です。

何かあったら、消費生活センターに相談しましょう。

6月1日から引越運送業の

解約・延期手数料の料率が変わります!

- 前々日 ↓ 運賃および料金の20%以内
- 前日 ↓ 運賃および料金の30%以内
- 当日 ↓ 運賃および料金の50%以内